

令和6年度SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト事業支援業務及びデジタルポイントカードによる参加促進企画「リバサポ・クエスト」業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト事業支援業務及びデジタルポイントカードによる参加促進企画「リバサポ・クエスト」業務委託

2 業務目的

本県では、川の豊かな恵みを持続可能な形で利用していくため、川の清掃や環境学習などで活躍する川の国応援団に加え、個人と企業の参画を得て、連携を強化し、川の保全や共生の取組を更に広げる「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」(以下、「リバサポ」という。)を推進している。

本業務では、川との共生や魅力創出に向けた取組の活発化、活動内容の拡大を図るため、毎年度、個人サポーター(リバサポ公式SNS登録者)の新規登録数4,000人、新規企業マッチング数50件を目指し、個人サポーターを増やすためのSNSの活用、リバサポへの参加をビジネスチャンスや社会貢献の機会と捉える企業への働き掛けにより、リバサポへの多様な主体の参画を促進するとともに、連携のニーズがある地域団体などと企業とのマッチングを進める。また、デジタルポイントカードを活用したゲーム要素を取り入れた企画を実施することで、川に関心がなかった県民に興味を持ってもらい、新規の個人サポーターを増やすとともに、個人サポーターが川での活動に繰り返し参加するよう促すこととする。さらに、リバサポ事業の効果検証のため、個人サポーターの活動参加状況を把握するための仕組みを構築することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日(金)

4 委託料の上限額

10,346,600円以内(税込)

5 令和6年度SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト事業支援業務の内容

(1) SNS等の活用による情報発信

ア 基本的な考え方

- ①一人でも多くのSNSユーザーが、リバサポへ参加し、個人会員登録へ誘導するようなSNS(LINE、Facebook、X(旧Twitter)及びInstagramなど)を活用した企画及び周知拡散の提案とすること。
- ②公式ポータルサイトで発信する、川での活動に役立つ情報や川の魅力を伝えるコンテンツを作成すること。作成したコンテンツの公式ポータルサイトへのアップロード(CMS管理画面にて実施)も本業務に含むものとする。
- ③SNSの情報と公式ポータルサイトの情報に関連を持たせ、一方を見たときに他方も見たくなるような相乗効果が期待できる発信とする等、ポータルサイトと有

機的な連携を図ること。

- ④リバサポでは、県民全体を対象とした取組のほか、川に行く機会がある人の川への関心を高めるため、令和4年度からリバ犬、リバチャリ、令和5年度からはリバ鉄、リバハイクに取り組んでいる。SNS等の活用にあたっては、適宜これらの取組との連携を図ること。

※リバ犬は犬の散歩で、リバチャリはサイクリングで、リバハイクはハイキング川に行く機会がある人の川への関心を高める取組である。リバ鉄は鉄道から川を見る機会がある人及び鉄道に乗って川に行く機会がある人の川への関心を高める取組である。

■公式ポータルサイト

<https://saitama-riversupporters.pref.saitama.lg.jp/about/>

イ 業務内容

「基本的な考え方」に沿って、以下の業務を行うこととする。

- ①契約締結日又は令和6年5月1日のいずれか遅い日以降のLINE公式アカウントの保守・運用（令和6年6月～令和7年3月におけるLINEの月額使用料等の固定費は受注者の負担とする。）

■LINE公式アカウント

アカウントURL：<https://lin.ee/swYw7Zd>

アカウント名：SAITAMA リバーサポーターズ

ID：@149favcx

- ②公式ポータルサイトで、マガジン記事として発信する、川での活動に役立つ情報や川の魅力を伝えるコンテンツを月1回以上作成すること。マガジン記事については自由提案として新たな企画（投稿頻度を含む）を実施するとともに、県内河川を紹介する「川図鑑」のシリーズを継続すること。また、マガジン記事は委託期間終了時に未公開原稿1本を納品すること（納品された記事は令和7年4月に公開する予定とする）。

- ③LINE公式アカウントにおいて、イベントの取材や川に関する魅力的な情報（コンテンツ）の作成及び発信（月2回以上。マガジン記事を公開した旨の投稿は含まないものとする。）

- ④LINE公式アカウントにおいて、県が収集した市町村や団体の川に関するイベント情報の発信（月2回以上）

※LINE公式アカウントについては、個人サポーターの関心を保てるよう、一定間隔での発信等に配慮すること。

- ⑤契約締結日又は令和6年5月1日のいずれか遅い日以降のその他の公式SNSアカウント（Facebook、X（旧Twitter）及びInstagram）の管理及び運用（③及び④の内容を発信するとともに、適宜各SNSの特性を活かした投稿を行うこと。）

■Facebook

アカウントURL：<https://www.facebook.com/saitama.riversupporters>

アカウント名：SAITAMA リバーサポーターズ

■X（旧Twitter）

アカウント URL : https://twitter.com/saitama_river

アカウント名 : SAITAMA リバーサポーターズ

ID (ユーザーネーム) : @saitama_river

■instagram

アカウント URL : https://www.instagram.com/saitama_riversupporters/

アカウント名 : SAITAMA リバーサポーターズ

ID (ユーザーネーム) : saitama_riversupporters

- ⑥ハッシュタグや広告機能を活用したSNS上 (LINE 公式アカウント又はその他の公式SNSアカウント) での情報拡散企画、優良投稿の促進企画の実施 (3回以上)
- ⑦フォトコンテストの実施 (1回以上)
- ⑧SNS 広告の活用等実施の効果が直接検証できる取組による公式SNSアカウント新規登録者の獲得 (1,000人以上)
- ⑨LINE 公式アカウント友達登録者に関する情報やその他の公式SNSアカウントの投稿及びフォロワーの現状分析結果の埼玉県との共有

ウ その他

LINE 公式アカウント及びその他の公式SNSアカウントへの投稿に当たっては、次の①から③に則り、「2業務目的」を達成するため、効果的な情報発信を行うこと。

- ①投稿に対するエンゲージメントを高められるよう、投稿内容に工夫を凝らすこと。
- ②友達登録者やフォロワーの属性、これまでの投稿に対するリアクション、トレンド、川の情報に関するニーズから、既存登録者の満足度向上及び新規登録者の獲得に向けた投稿戦略を策定すること。
- ③ 現状分析の結果及び投稿戦略 (投稿内容・投稿時期) については、少なくとも月1回委託者に報告し、承認を得ること。

(2) 企業会員の登録促進、企業マッチング

ア 基本的な考え方

- ①企業マッチングは、以下のような企業と地域団体、企業と企業など様々な方法が考えられ、新たな企業の参画を促すとともに、企業による参画メニューの掘り起こしを行うこと。
 - ・企業が河川清掃活動に参加し一緒に汗をかくヒトの提供
 - ・活動資材やイベントの景品などのモノの提供
 - ・川の保全と両立する新たなアクティビティの発案
 - ・川の活用による若しくは河川近傍での新規の営業活動又は既存の営業活動の規模・業態等の拡大
- ②企業の意向確認に当たり、プロジェクトへの参加が企業のメリットになることについて民間のノウハウ・ネットワークを生かした提案を行うこと。
- ③ポータルサイトと有機的な連携を図ること。企業マッチングの成果や企業サポーターによる魅力的な取組については積極的に取材し、公式SNSやマガジン記事

として発信することで企業の参加を促進すること。

- ④プロジェクトでは、県民全体を対象とした取組のほか、川に行く機会がある人の川への関心を高めるため、令和4年度からリバ犬、リバチャリ、令和5年度からはリバ鉄、リババイクに取り組んでいる。企業会員の登録促進、企業マッチングに当たっては、適宜これらの取組との連携を図ること。

イ 業務内容

「基本的な考え方」に沿って、新規企業サポーターを確保すること。また、企業サポーターに対して、以下の業務を行うコーディネーター（川でのビジネスの実績がある者又は経営支援の実績がある者）1名以上を配置し、コーディネーターによる新規企業マッチング25件以上を目標とし、企業マッチングに係る業務を行うこととする。

- ①プロジェクトへの参加を希望する企業の掘り起こし、助言、相談対応、アイデア出し等の支援（ただし、プロジェクトの実行や進捗管理は各企業が行う。）
- ②企業マッチングの申込受付及び申込みをした企業の相談対応
- ③企業の参加促進のための情報発信
- ④企業と地域団体、企業等のマッチング及び事業化支援
- ⑤①から④を行うに当たり、委託者が開催する企業サポーター交流会に参加し、企業同士の交流を促進するとともに、新たな取組の掘り起こしを行うこと。また、必要に応じ、委託者が開催する企業・団体の地域別交流会や県が別途設置する埼玉県SDGsプラットフォーム分科会検討部会に参加すること。
- ⑥本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応日、対応内容、相手方、マッチングの進捗状況、支援結果、成功事例の整理等に関する情報の埼玉県との共有（月1回以上。）

※なお、企業マッチング目標達成後のコーディネーター業務は上記①から④までの業務に関する委託者からの相談に対するアドバイスのみとすることができる。

ウ その他

スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

企業サポーターの取組が川の保全及びSDGsの実現に資する取組となるよう助言を行うこと。

(3) その他

プロジェクトのロゴマークとして、ポータルサイトに掲載しているロゴマーク（以下のURL参照）を継続して使用すること。

<https://saitama-riversupporters.pref.saitama.lg.jp/about/logo/>

6 デジタルポイントカードによる参加促進企画「リバサポ・クエスト」業務の内容

(1) デジタルポイントカードによる参加促進企画「リバサポ・クエスト」の実施

ア デジタルポイントカードによる参加促進企画の構築

(ア) リバサポLINE公式アカウント（ビジネスアカウント）のショップカード機

能を活用したデジタルポイントカードの導入による個人サポーターの新規獲得及び川の活動への参加促進企画を構築すること。サービス開始時期についても提案すること（7月中のサービス開始を想定している）。なお、デジタルポイント発行総数の目標は2,000個以上とする。

■LINE 公式アカウント

アカウント URL : <https://lin.ee/swYw7Zd>

アカウント名 : SAITAMA リバーサポーターズ

ID : @149favcx

- (イ) リバサポLINE公式アカウントの月額使用料は5(1)イ①のとおりとする。
- (ウ) 次の条件を満たす場合、リバサポLINE公式アカウントのショップカード機能以外のアプリ・サービス等の活用を提案することも可能とする。
- ・月額使用料等のランニングコストがかからないこと。
 - ・次年度以降も継続して使用することが可能であること。
 - ・利用者側の操作及びメンテナンスが容易であること。
 - ・個人サポーターの参加状況が把握できること。
- (エ) ポイントを貯められるのは原則としてリバサポイベント（リバサポ企業サポーターや川の国応援団から県にイベント申請があった川に関するイベント）や県が主催する川に関するイベントに参加した場合、川に関する施設等の訪問、オンラインでの啓発企画への参加等、委託者が指定したものを想定しているので、リアルでもオンラインでもポイントが貯められる提案とすること。
- (オ) ポイントを貯めるインセンティブとして、特典を活用すること。ポイントが貯まった場合の特典は県が用意したものを活用する他、予算内での調達やリバサポ企業サポーター等に連携を求めている調達を提案することも可とする。ただし、リバサポ企業サポーターとの連携以外で調達する特典については、原則として川、リバサポ又はSDGsに関連する内容とすること（最終的な特典の内容は契約後の協議で決定する）。
- (カ) LINEを活用する場合のショップカードの背景画像、特典イメージ画像及びリッチメニュー用画像等（LINE以外のアプリ・サービス等を活用する場合は必要な画像等）の作成に当たっては、県民の興味を惹き、参加したくなるようなデザインとするよう工夫を凝らすこと。また、デジタルポイントカード機能は若者から高齢者まで誰もが使いやすい仕組みとなるよう配慮するとともに、継続的な参加に繋がるよう、中間ゴールの設定やカードのランクアップを効果的に取り入れる等の提案を行うこと。

イ リバサポ・クエストの運営・管理

- (ア) 事務局の常時設置は不要とするが、緊急時に即時対応できる体制を整えること。
- (イ) 円滑に運用できるようサービス開始後は適宜利用状況等を確認し、不具合等があれば速やかに委託者に報告し、対応すること。

ウ 利用ガイドの作成

イベント主催者及びイベント参加者が円滑にサービスを利用できるよう二次元コード読み取りの操作及びポイントを貯める仕組み等をわかりやすくまとめた資料を

作成すること。

(2) 広報物の作成及び広報

ア 目標達成のために効果的な広報を提案すること。

イ リバサポの公式SNS及びポータルサイトの活用を含む提案とすること。

■LINE 公式アカウント

アカウント URL : <https://lin.ee/swYw7Zd>

アカウント名 : SAITAMA リバーサポーターズ

ID : @149favcx

■Facebook

アカウント URL : <https://www.facebook.com/saitama.riversupporters>

アカウント名 : SAITAMA リバーサポーターズ

■X (旧 Twitter)

アカウント URL : https://twitter.com/saitama_river

アカウント名 : SAITAMA リバーサポーターズ

ID (ユーザーネーム) : @saitama_river

■instagram

アカウント URL : https://www.instagram.com/saitama_riversupporters/

アカウント名 : SAITAMA リバーサポーターズ

ID (ユーザーネーム) : saitama_riversupporters

■公式ポータルサイト

<https://saitama-riversupporters.pref.saitama.lg.jp/about/>

ウ 制作したデータは委託者に納品し、委託者は納品されたデータを広報目的で使用（二次使用）できることとする（埼玉県公式SNSでの発信等での使用を想定している）。

エ チラシを作成し、1,000部を委託者に納品すること。また、文言等を編集可能としたデータも納品すること（委託期間終了後に委託者が掲載内容を時点修正した上で追加印刷する可能性がある）。

(3) 目標達成のための企画の実施

ア 魅力的なイベントや特典の設定、効果的な広報企画又はキャンペーンの実施等、目標達成に資する企画を1つ以上提案すること。

イ アの企画を実施する場合に係る費用は委託費の範囲内で支出することとし、発送等の提案の実施に必要な業務も原則として受託者で行うこと。

ウ 予算の範囲内でSNS等での広告を行うことも可とする。

(4) 参加状況等の分析及び報告

ア どのようなデータの収集・分析が可能か提案すること。少なくとも発行済みカード数（参加者数）、ポイント発行数（延べ参加人数）及び複数回イベントに参加した人数（中間ゴール達成状況やカードのランクアップ状況）については報告すること

とする。

イ 参加状況等について毎月報告すること。ただし、委託者も随時管理画面等からデータを確認できる場合は、8月末、11月末、1月末、委託期間終了時点での分析結果を報告することで足りることとする。

ウ 報告する項目については契約後の協議により決定する。

エ 運用する中で、次年度以降の継続に向けて改善すべき点があれば実績報告書に盛り込むこと。

(5) その他

広報を行う際には、ポータルサイトに掲載しているリバサポのロゴマーク（以下のURL参照）を使用すること。

<https://saitama-riversupporters.pref.saitama.lg.jp/about/logo/>

リバサポ・クエストのロゴマークを作成し、委託者の了解を得た上で使用することは差し支えない。

7 打ち合わせ

月に1回以上、事業の進捗状況の報告や事業内容の打ち合わせを行うこと。

8 その他業務

- (1) 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、委託者の承認を得ること。なお、実施する業務内容については、受託者の提案をもとに協議の上で決定する。
- (2) 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また、受託期間中は連絡調整担当者を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- (3) 本件業務の実施により調達する備品等がある場合は、適切な方法で使用し、適切に管理すること。
- (4) 実施計画表に基づき進捗状況を適宜委託者に報告すること。

9 実績報告

事業完了時に実施報告書を提出し、完了検査を受けること。合格と認められないときは、委託者の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者の負担とする。

10 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権や個人情報等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用

料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。

11 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、双方協議により決めるものとする。
- (2) 委託先候補者選定後、企画提案の内容について、協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の契約を締結する。その際に、必要に応じて、特記仕様書を作成することとする。
- (3) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めることとする。
- (4) 県が制作又は用意する旨記載のあるものを除き、業務実施に必要な各コンテンツのデザイン一式を業務内容として担うこと。
- (5) 本業務の目的達成のために、必要と思われる企画、効果的と思われる企画があれば、予算の範囲内で業務内容とすること。
- (6) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (7) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (9) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。